

令和 8 年度単価基本契約
(産業廃棄物処理)
発注仕様書

令和 8 年 1 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 件名

令和 8 年度単価基本契約（産業廃棄物処理）

2. 目的・概要

日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という）敦賀地区において発生する産業廃棄物の処理を行うものである。

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

ただし、収集・運搬日等については契約期間の中で事前に原子力機構と協議し決定するものとし、原子力機構が発行する発注指示書により行う。

4. 作業場所

- （1） 高速増殖原型炉もんじゅ指定場所
福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地
- （2） 新型転換炉原型炉ふげん指定場所
福井県敦賀市明神町 3 番地
- （3） 敦賀総合研究開発センター指定場所
福井県敦賀市白木 1 丁目
- （4） 敦賀事業本部指定場所
福井県敦賀市木崎 65 号 20 番地

5. 対象品目

別紙「産業廃棄物処理 発注予定内訳表」のとおり

ただし、数量は令和 8 年度発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

6. 処理及び処分

受注者は搬出した産業廃棄物の中間処理による減量化及びリサイクル化を図ると共に、減量化されない産業廃棄物については、適正に最終処分場において処分する事。本業務を行うに際し、都道府県知事等の許可を得ていることを条件とし、受注者の責任において処理処分を完結させるものとする。

7. 提出書類

- （1） 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- （2） 産業廃棄物処分業許可証の写し

- (3) 作業管理報告書
- (4) 産業廃棄物管理票
- (5) その他原子力機構が必要と認めた書類

8. 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく産業廃棄物の処理をするにあたり、適用又は準拠すべき法令規格・基準等（以下「適用法令等」という。）の主なものは以下のとおりである。

以下の適用法令の他、受注者が適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は、産業廃棄物の処理前に速やかに原子力機構に対し書面にて確認を得ること。

産業廃棄物管理要領

労働安全衛生法

労働基準法

その他、関連するもの

9. 検収条件

上記 7. に定める提出書類の提出を持って本仕様における産業廃棄物の処理処分が完結されたものと認め、検査合格（検収）とする。

10. 安全管理

納入等に伴う安全管理は、関係法令等に従い受注業者の責任において自主的に行うこと。

11. 特記事項

- (1) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動すること。
- (2) 受注者は従事者に関して労働基準法、労働安全法その他法令上の責任及び受注者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任をすべて負うものとする。
- (3) 受注者は、原子力機構の求めに応じ、中間処理場等の現地確認（マニフェストの照合確認を含む）に対応すること。
- (4) 受注者は、いかなる場合においても再委託してはならない。
- (5) 受注者（中間処理業者）は、必要に応じて中間処理物の再委託（最終処分等）をすることを認める。
- (6) 作業完了報告書には、産業廃棄物の運搬車両への積込み作業前、積込み作業中、積込み完了、運搬先荷おろし前及び荷おろし完了後及び中間処

理施設等の写真を添付すること。また、運搬車両と共に運搬先の中間処理場の処分業の許可の掲示板の写真も添付すること。

- (7) 受注者作業員及び現場責任者は、原子力機構担当者が安全確保のために行う指示に従うこと。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項については、原子力機構と協議の上、決定する。

1 2. 環境への配慮

- (1) 受注者は、原子力機構環境基本方針を踏まえ、省エネルギー、省資源に努めること。
- (2) 受注者は、原子力機構構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。

1 3. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用すること。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 4. 協議

本仕様書について、疑義が発生した場合は、機構の担当者と協議の上、決定することとする。

1 5. その他

明らかに受注者の責に帰すべき不具合が発生した場合には、受注者は、無償で速やかに不具合を復旧すること。

以 上

産業廃棄物処理 発注予定内訳表

番号	品 名	単位	発注予定数量	【組織】 高速増殖原型炉 もんじゅ 【作業場所】 仕様書の4.作業 場所の(1)	【組織】 新型転換炉原型 炉ふげん 【作業場所】 仕様書の4.作業 場所の(2)	【組織】 敦賀総合研究開 発センター 【作業場所】 仕様書の4.作業 場所の(3)	【組織】 敦賀事業本部 【作業場所】 仕様書の4.作業 場所の(3)(4)
1	無機汚泥	kg	17,000	17,000			
2	廃プラスチック類	kg	7,650	4,500	3,000		150
3	廃プラスチック類(発泡系)	kg	100		100		
4	ゴム屑	kg	30		30		
5	木屑	kg	1,300	500	800		
6	廃アルカリ	kg	7,590		150	7,440	
7	医療廃棄物 20リッタ入	個	4	2	2		